

# 幼児教育・保育の無償化について 令和5年度版

## 無償化の対象者は？

3歳から小学校に就学するまでの幼稚園・認定こども園・保育所の児童は、世帯の所得に関係なく保育料が無償化の対象です。また「保育を必要とする事由がある」世帯は、幼稚園・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料と、認可外保育施設の利用料も無償化対象になります。0歳から2歳児クラスまでの児童は「非課税世帯」かつ「保育を必要とする事由がある」世帯は無償化対象となります。

## どんな方法で無償化されるの？

保護者が支払う必要のない「代理受領」と、一旦保護者が支払い後から返ってくる「償還払い」のどちらかになります。

- 幼稚園・保育所・認定こども園の保育料…代理受領
- 幼稚園の預かり保育料・認定こども園（幼稚園利用）の預かり保育料・認可外施設等の利用料……償還払い

## どんな支給認定になるの？

### 【教育・保育給付認定】

- ・1号認定→満3歳以上の「保育を必要とする事由がない」世帯で、認定こども園・新制度の幼稚園を利用する子ども
- ・2号認定→3歳以上の「保育を必要とする事由がある」世帯で、保育所・認定こども園を利用する子ども
- ・3号認定→3歳未満の「保育を必要とする事由がある」世帯で、保育所・認定こども園を利用する子ども

### 【施設等利用給付認定】（無償化により令和元年（2019年）10月から新設された認定）

- ・新1号認定→「保育を必要とする事由がない」世帯で、従来制度の幼稚園を利用する子ども
- ・新2号認定→「保育を必要とする事由がある」世帯で、3歳児クラス\*1～就学前までの子ども
- ・新3号認定→（非課税世帯のみ\*3）「保育を必要とする事由がある」世帯で、0歳～2歳児クラス\*2

\*1：3歳児クラスとは、満3歳になった後の最初の4月1日以降。\*2：2歳児クラスとは、満3歳になった後の最初の3月31日まで。

\*3：新3号認定の方は、非課税世帯のみです。（4月～8月までの間は前年度、9月～3月までの間は当該年度分の市民税額で判定します）

保護者全員が非課税世帯の場合は、同居者も判定対象になります。

## 保育の必要とする事由がある世帯とは？

保護者全員が恒常的に月64時間以上の就労や就学、保護者の障害・疾病、同居親族の介護看護などの事由がある世帯が認定対象になります。保護者のうちひとりでも専業主婦（夫）の家庭は該当しません。

## 認可外保育施設を利用している場合は？

- ・無償化の確認認定を受けている施設 \*4 → 「保育を必要とする事由がある」世帯は、利用する施設を通じて無償化の申請が必要です。
- ・無償化の確認認定を受けていない施設 → 無償化対象外です。
- ・企業主導型保育施設 → 「公益財団法人児童育成協会」を通じて国から施設に無償化と同程度の助成があるため、市への無償化の手続きは不要です。  
※「支給認定証」の提出が必要な方は、市へ「交付申請書」と「保育を必要とする事由証明書」書類の提出が必要です。

\*4：無償化対象の確認認定を受けている施設とは、施設事業者が施設所在地の役所へ届出を行い、国が定める基準を満たしている施設です。※複数種の枠で受け入れしている施設もあるため、無償化（新2号・新3号）申請が必要かについては、利用される施設へ確認してください。

## 世帯の状況・利用施設ごとの支給認定と無償化の範囲

世帯の状況	利用している施設	クラス年齢ごとの支給認定イメージ			無償化の範囲
		0～2歳児クラス 満3歳の前日まで	満3歳から	3～5歳児クラス	
課税世帯 保育を必要とする事由あり	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)	3号	2号	2号	3歳児クラス以上：2号保育料 ※2歳児クラスに属する満3歳の2号認定は無償化対象外
	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		1号	1号+新2号	
	【従来制度の幼稚園】		新1号	新2号	
	【認可外保育施設】				
非課税世帯 保育を必要とする事由あり	【保育所】(3号・2号) 【認定こども園】(3号・2号)		2号		0～5歳まで：保育料
	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)	3号	1号+新3号	1号+新2号	0～2歳まで：3号保育料 満3歳(1号+新3号)：1号保育料+預かり毎月16,300円まで 3歳児クラス以上(1号+新2号)：1号保育料+預かり毎月11,300円まで
	【従来制度の幼稚園】				満3歳(新3号)：月25,700円まで+預かり毎月16,300円まで 3歳児クラス以上(新2号)：月25,700円まで+預かり毎月11,300円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで+預かり毎月11,300円まで
	【認可外保育施設など】 ※無償化確認認定されている施設・サービスのみ対象	新3号	新3号	新2号	0～2歳児クラスまで(新3号)：月42,000円まで 3歳児クラス以上(新2号)：月37,000円まで
保育を必要としない	【認定こども園】(1号) 【新制度の幼稚園】(1号)		2号		満3歳以上：1号保育料
	【従来制度の幼稚園】		新1号		満3歳以上：月25,700円まで *ただし国立大学付属幼稚園は月8,700円まで

### 教育・保育給付認定

### 施設等利用給付認定（教育・保育給付との併用含む）

### ポイントその1

「預かり等」とは…利用される施設で教育標準時間（9時～14時）前後の「預かり保育」事業のことです。新2号・新3号認定を受けても、必ず「預かり保育」が利用できるとは限りません。預かり保育のルールなどは各施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

## 何が無償化になるの？

保育を必要とする事由や利用している施設により無償化の範囲が異なります。

### 保育を必要とする事由があると認定を受けた児童（一部上限あり）

- 【3歳～5歳】
  - ・幼稚園・認定こども園・保育所の保育料
  - ・幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育料
  - ・認可外保育施設等の利用料

### 【0歳から2歳まで】

- ・（非課税世帯のみ）保育所・認定こども園の保育料
- ・（非課税世帯のみ）認可外保育施設等の利用料

### 保育を必要とする事由の認定を受けていない児童（一部上限あり）

- 【3～5歳】
  - ・幼稚園・認定こども園（1号）の保育料

### その他（障害児通園施設等）

保育を必要とする事由に関わらず、3歳児から就学前までの児童の児童発達支援の利用者負担額が無償となります。

### 無償化の対象とならないもの

- ・認定こども園・保育所（2号・3号）延長保育料
- ・制服・帽子・用品代などの実費徴収
- ・行事費
- ・通園送迎費用
- ・園独自の上乗せ徴収費（特定負担額・施設維持費・教育充実費など）
- ・食材料費※（月額7,500円程度（園により異なります））  
食材料費は、国が主食費3,000円、副食費4,500円を目安として示しており、2019年10月以前に保育料に含まれていた分が別徴収となりました。  
※食材料費のうち副食費（おかず代・おやつ代）については一部の世帯に免除あり

副食費（おかず代・おやつ代）が免除される方（詳しくは裏面参照）

- ・市民税所得割額が基準額以下（世帯年収 約360万円未満相当）
- ・第3子\*以降の方  
\*2号認定の場合は未就学児から数えて第3子以降の方  
\*1号認定・幼稚園利用の場合は小学3年生のきょうだいから数えて第3子以降の方

## Q&A

Q. 第一子が無償化の対象になると、保育料の免除対象になる下の子の多子軽減（第2子、第3子）はどうなるの？  
→A. 無償化対象可否によって、きょうだいのカウントの方法は変わりません。

Q. 幼稚園や認定こども園の1号の保育料が25,700円より安い、差額は預かり保育料や別のサービス(PTA・遠足費等)で利用できるの？→A. できません。

Q. 幼稚園のプレスクールやプレ保育など未就学児の集いは無償化の対象となるの？→A. なりません。1号・新1号として入園する児童が対象です。

Q. 幼稚園・認定こども園の預かり保育の代わりに、認可外の利用も対象になるの？→A. なりません。

※ただし従来制度幼稚園の中で、国が定める「預かり保育」の基準を満たしていない「預かり保育の提供が不十分な園」と認定されている園のみ、園の預かり保育利用分と無償化の確認認定を受けている施設の利用分も申請いただければ、利用分も上限(11,300円)の範囲内で対象となります。(対象者へは認定通知の際にあわせてお知らせします。)

Q. 保育を必要とする事由があれば、幼稚園や認定こども園の預かり保育は必ず利用できるの？  
→A. 預かり保育をするために必要な保育士や施設の広さに限りがあるため、施設により預かり保育が可能人数が異なります。そのため保育を必要とする事由があり新2号・新3号認定がされても、必ず預かり保育が利用できるとは限りません。

Q. インターナショナルスクールは無償化の対象となるの？  
→A. 無償化の確認認定を受けている施設であれば、保育を必要とする事由があると認定を受けている方のみ無償化の対象となります。

Q. 豊中市外の無償化対象になっている施設でも無償化の対象となるの？→A. なります。利用される前に豊中市で認定を受ける必要があります。

## どんな手続きがいるの？

手続きに必要な書類は施設に配布しています。申込の受付も施設でできますので、施設にご確認ください。

### 【これから新規の入所・入園を予定されている方】

- ・認定こども園と新制度幼稚園の1号・従来制度幼稚園（新1号）は、入園前に「申込書」の提出が必要です。
- ・保育所と認定こども園（2号・3号）は市へ申込する際に保育を必要とする事由が確認できる書類の提出が必要です。
- ・新制度幼稚園と認定こども園の1号・従来制度幼稚園（新1号）および認可外保育施設を申込の方で、入所日から新2号・新3号認定を希望の方は、入園前に別途「新2号・新3号給付認定申込書」と保護者全員の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。

※複数の施設の入所・入園を申込する（併願）は可能ですが、入園時にいずれかひとつに決めていただきます。同時に複数の認定をすることはできません。

### 【すでに幼稚園・認定こども園（1号）・認可外保育施設に入園されていて、新2号・新3号申込希望の方】

- ・毎月末までに「新2号・新3号給付認定申込書」と保護者全員の「保育を必要とする事由証明書」の書類をすべて整えて、利用施設に提出いただくと、翌月から認定になります。(例：3月31日までに提出→4月1日から認定) 認定開始日・認定終了日は、認定事由の発生日や事由によって異なります。

### 【すでに新2号・新3号認定を受けている方】

- ・認定期間は「保育を必要とする事由」により異なります。市の指定する期日までに、新たな「保育を必要とする事由証明書」の提出がない場合、認定は切れます。認定期間が切れてから、新たな「保育を必要とする事由証明書」の提出される場合は、新規申込みになり提出月の翌月からの認定となります。また事由によっては、棄却になる場合があります。
- ・引き続き「保育を必要とする事由がある」か、現況・継続の確認を行います。必要書類は利用施設をとおして配布します。(時期は不定期)
- ・登録に変更がある場合はただちに「変更・取り下げ・退所届」の提出が必要です。内容（保育を必要とする事由（勤務先の変更など）・氏名・退園など）
- ・転園などで利用施設が変わる場合で新2号・新3号を引き続き利用希望される方は、事前に新たに利用される施設をとおして申請が必要です。

### 豊中市へ転入・豊中市外へ転出される方

- ・豊中市へ転入し新規で入園される場合→事前に入園される施設をとおして豊中市へ申込が必要です。
- ・豊中市への転入前後で利用する施設が変わらない場合→事前に利用されている施設をとおして豊中市へ申込が必要です。
- ・豊中市外へ転出される場合→豊中市へ取り下げ届の提出が必要です。豊中市からは豊中市外へ住民票の転出日までの期間となります。 ※豊中市外（転入前、転出先）の市町村へ、事前に手続きが必要かは各市町村へ確認ください。

### ポイントその2 【無償化となる「預かり保育料」の計算方法】

預かり保育料が無償化の対象となる場合は、下記 a. b. c. のうち低い額が給付されます。  
a. 450円×その月に利用した日数の合計額  
b. その月に実際に支払った金額  
c. 月額上限（新2号 11,300円、新3号 16,300円）  
※上記「c.月額上限」が給付されるとは限りませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】  
豊中市  
こども未来部子育て給付課  
06-6858-2252.2253

あなたのお子さんは無償化になる？ならない？

保育を必要とする事由がある世帯

保護者の全員が就労の場合など



START

保護者全員が「保育を必要とする事由がある」か、どうかを選んでね



\*「保育を必要とする事由がある世帯」とは、保護者全員が下記の事由のいずれかに該当している状態です。

【保育を必要とする事由】

- ① 就労（月64時間以上）
- ② 保護者の疾病障害
- ③ 同居親族の介護看護
- ④ 就学（月64時間以上）
- ⑤ 妊娠出産（前後2カ月）

保育を必要とする事由がない世帯

保護者のうちひとりでも専業主婦(夫)の場合など



3歳のお誕生日をむかえた後 初めての3月31日までは2歳児クラスになるよ！

クラス年齢は？\*

0~2歳児クラス

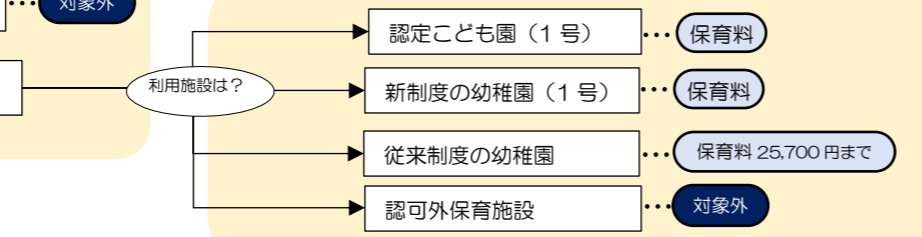
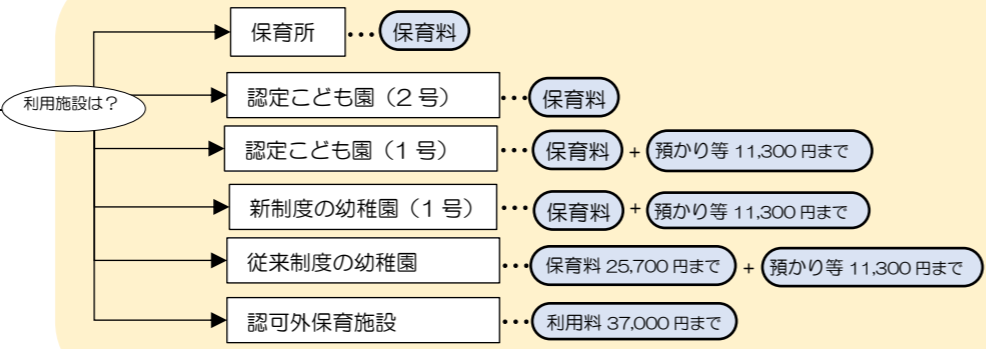
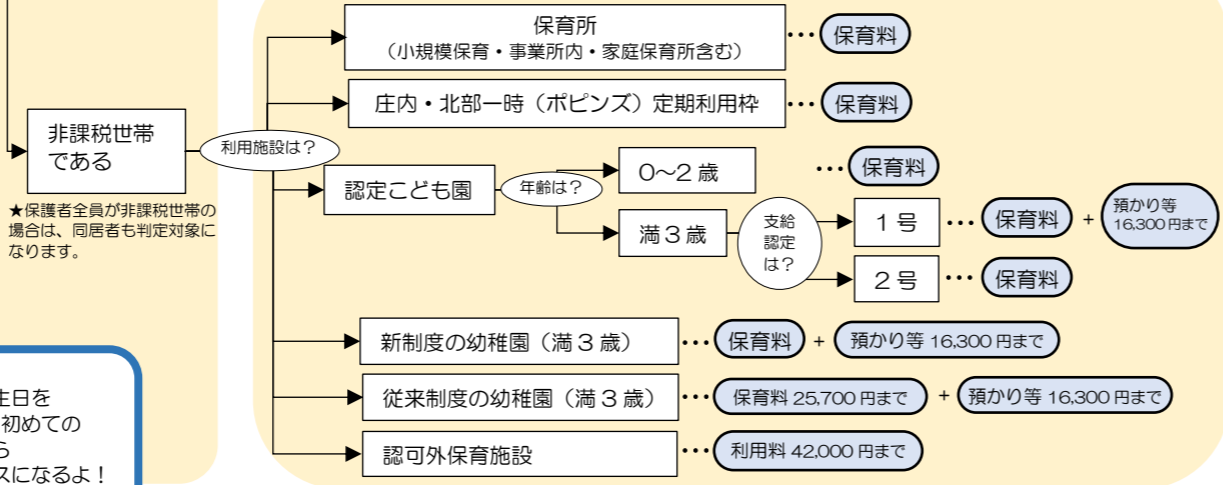
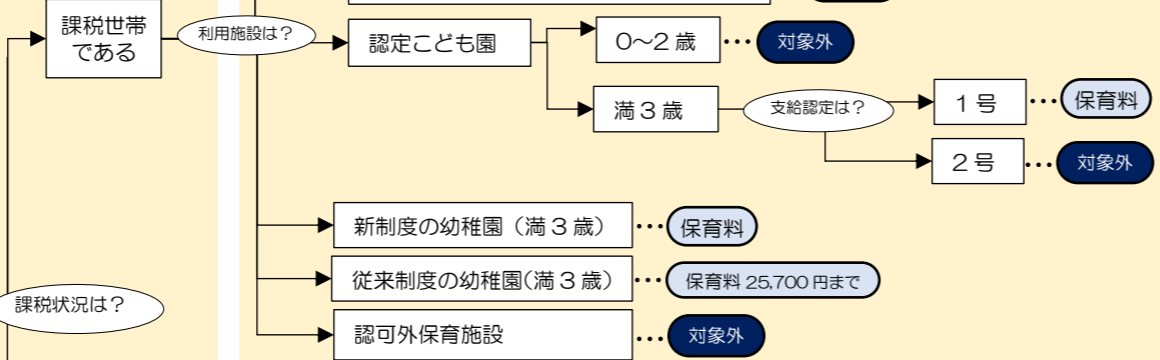
\* 満3歳児クラスは3歳の誕生日以後初めての3月31日まで。満3歳児クラス枠のある、民間の認可施設のみ対象。（公立こども園は対象外）  
満3歳クラスで預かり保育利用料の給付を希望される場合、新3号認定になるため「非課税世帯」かつ「保育を必要とする事由」が必要です。

3歳のお誕生日をむかえた後 初めての4月1日から3歳児クラスになるよ！



3~5歳児クラス

\* 3~5歳児クラス 3歳の誕生日以後初めての4月1日から就学前まで。



副食費（おかず・おやつ代）の免除対象になる？ならない？

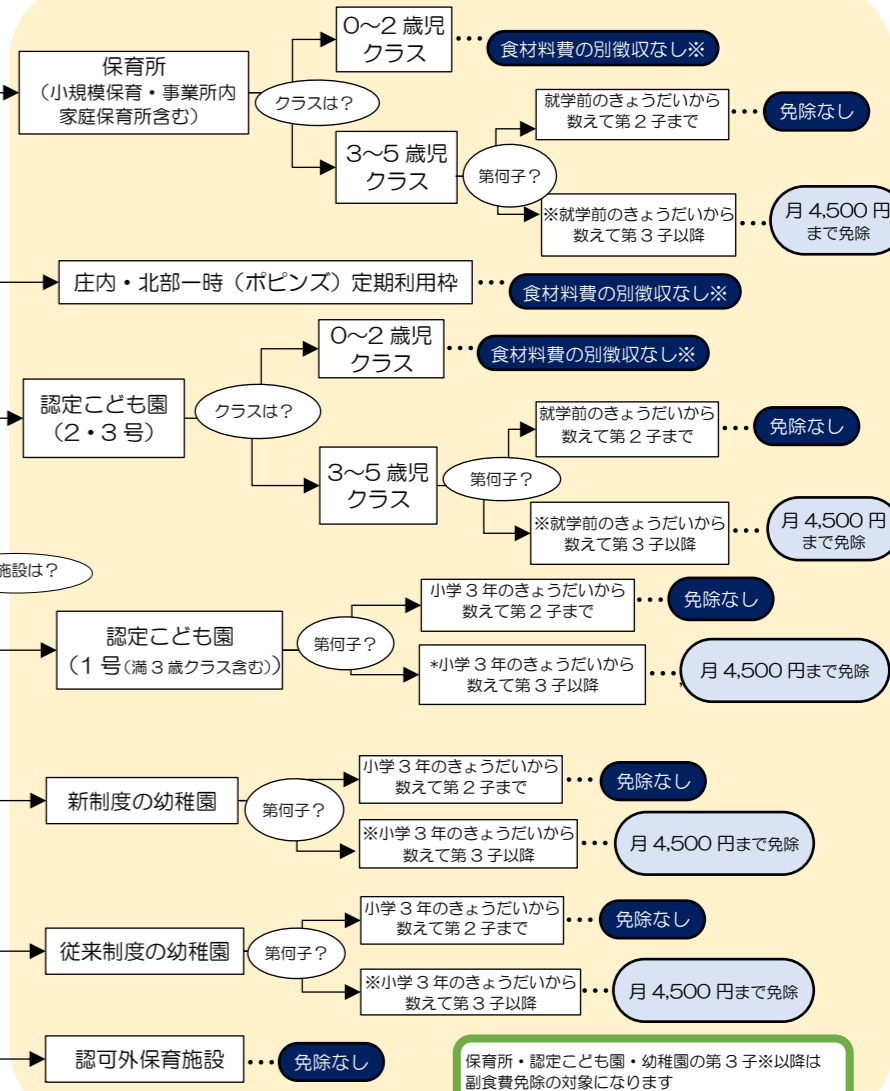
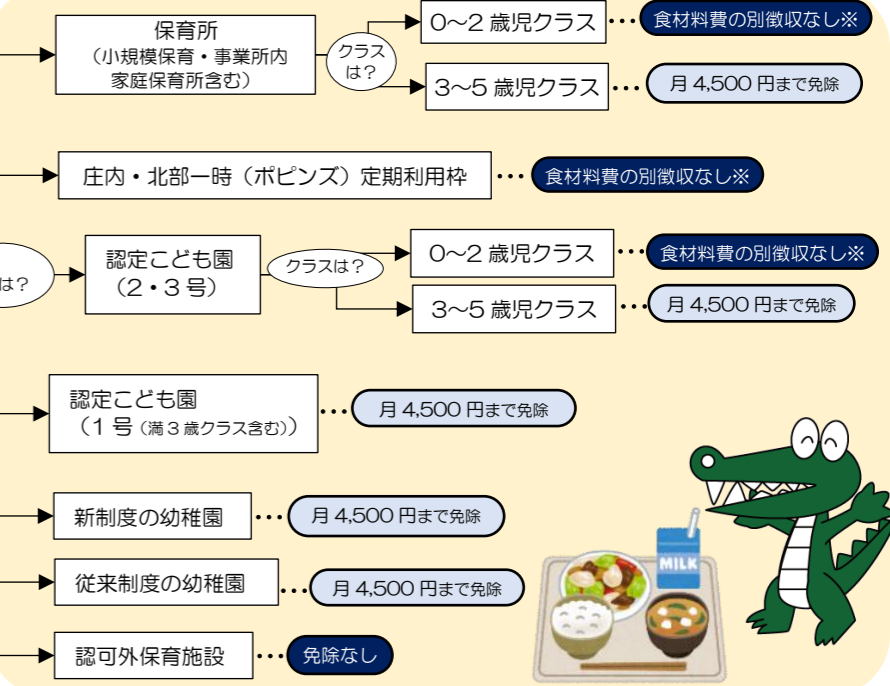


世帯年収 約360万円未満相当★

★世帯年収は目安です。1号・新1号・新2号児童の世帯は、市民税所得割額77,100円以下で年収約360万円未満。2号児童の世帯は市民税所得割額57,700円未満で年収約360万円未満となります。（3号認定は食料費の別徴収なし、認可外施設等利用児童は免除なし）

世帯年収 約360万円以上相当★

※新制度の施設を利用している0~2歳児クラスの児童は保育料に食料費が含まれています。そのため、食料費のみを別途徴収することはありません。



保育所・認定こども園・幼稚園の第3子以降は副食費免除の対象になります ※きょうだいの数え方は上記フロー図参照

